



ピクテ・グローバル・インカム債券ファンド(隔月決算型) ピクテ・グローバル・インカム債券ファンド(1年決算型)

追加型投信/内外/債券

#### 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

ピクテ・ジャパン株式会社 金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第380号

**電話番号** 03-3212-1805 (受付時間: 委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) ホームページ・携帯サイト (基準価額) WWW.pictet.co.jp

#### 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書 (請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。

また、本書にはファンドの投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

## ファンドの名称について

本書において、以下の略称を使用することがあります。

ファンドの正式名称	略称
ピクテ・グローバル・インカム債券ファンド(隔月決算型)	隔月決算型
ピクテ・グローバル・インカム債券ファンド(1年決算型)	1年決算型

※総称して「ファンド」または個別に「各ファンド」という場合があります。

#### 商品分類および属性区分

#### 商品分類

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	内 外	債 券

#### 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産	隔月決算型: 年 6 回	グローバル	ファミリー	なし
投資信託証券     (債券)	1年決算型: 年1回	(日本を含む)	ファンド	'& U

- ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
- ※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(https://www.toushin.or.jp) で閲覧できます。
- ●本目論見書により行う「ピクテ・グローバル・インカム債券ファンド(隔月決算型)」および「ピクテ・グローバル・インカム債券ファンド(1年決算型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年7月14日に関東財務局長に提出しており、2023年7月30日にその届出の効力が生じております。
- ●ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律 第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ●ファンドの財産は受託会社において信託法(平成18年法律第108号)に基づき分別管理されています。
- ●請求目論見書は、投資者から請求された場合に販売会社から交付されます。また、投資者が請求目論見書の 交付を請求した場合には、投資者自ら交付請求をしたことを記録しておいてください。
- ●ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# 委託会社の情報

委託会社名ピクテ・ジャパン株式会社設立年月日1986年12月1日

資本金 2億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額 2兆6,145億円

(2023年4月末日現在)



# ファンドの目的・特色

# ファンドの目的

主に日本を含む世界の公益社債に 実質的な投資を行い、安定した収益の 確保と信託財産の着実な成長を図ることを 目的に運用を行います。

# ファンドの特色

- 主に日本を含む世界の 公益企業の債券に投資します
- 7 様々な国や地域の債券に投資します
- 3 原則として為替ヘッジを行いません
- 隔月決算型

2ヵ月に1回決算を行い、 収益分配方針に基づき分配を行います

# 1年決算型

年1回決算を行います

# ファンドの目的・特色

## ファンドの特色

# 1

# 主に日本を含む世界の公益企業の債券に投資します

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界の公益社債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的に運用を行います。なお、流動性確保あるいは投資環境等の観点から、国債等に投資する場合があります。
- 日常生活に不可欠な公益サービスを提供する公益企業が発行する債券(ESG関連債券\*含む)を主な投資対象とします。
  - \*公益企業が発行する環境や社会の課題解決に向けたプロジェクトに資金を活用する目的で発行された債券(ESGラベル付き債券)や、環境や社会への貢献が期待できる分野での収益比率等が一定以上の企業が発行する債券

公益企業には電力・ガス・水道・電話・通信・運輸・廃棄物処理・石油供給などの企業が含まれます。















電力 ガス 水道 電話・通信

※ファンド名のグローバル・インカム債券とは、世界の公益企業が発行する公益債券を指します。 ※組入債券の平均格付けは、原則としてBBB格相当以上(BBB-を含みます)とします。

※設定当初など、信託財産の規模によっては国債中心の運用となる場合があります。

# 2

# 様々な国や地域の債券に投資します

様々な国や地域の債券に投資し、リスク分散を図ります。

実質的に投資対象とする主な地域・国

# 欧州 英国、イタリア、 オーストリア、 スペイン、ドイツ、 フランス 等

### 新興国

インド、韓国、 中国、ブラジル 等

> イシア・ オセアニア 日本、香港、 オーストラリア、 ニュージーランド

北米

米国、カナダ 等

※実際の投資にあたっては、上記の地域・国すべてに投資するわけではなく、またこれら以外の地域・国に投資することもあります。

# 3 原則として為替ヘッジを行いません

● 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4

### 隔月決算型

2ヵ月に1回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

1年決算型 - 年1回決算を行います

※販売会社によっては「隔月決算型」または「1年決算型」のいずれか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

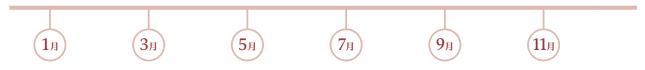
#### • 原則として以下の方針に基づき分配を行います。

	隔月決算型	1年決算型
決算日	毎年1月,3月,5月,7月,9月,11月の各10日 (休業日の場合は翌営業日)	毎年11月10日 (休業日の場合は翌営業日)
	分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を 含みます。)等の全額とします。	含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を
分配方針	収益分配金額は、基準価額の水準および 市況動向等を勘案して委託会社が決定し ます。ただし、分配対象額が少額の場合に は、分配を行わないこともあります。	収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案 して委託会社が決定します。ただし、必ず分配 を行うものではありません。
	留保益の運用については、特に制限を設けず、 の運用を行います。	、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一

<sup>※</sup>将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### 隔月決算型 の分配イメージ

#### 分配金(決算日・1月,3月,5月,7月,9月,11月の各10日(休業日の場合は翌営業日))



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

# ファンドの目的・特色

### 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産 から支払われますので、分配金が支払われると、その金額 相当分、基準価額は下がります。

#### 投資信託で分配金が支払われるイメージ

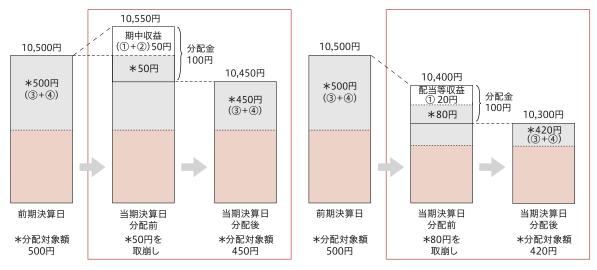


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

#### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

前期決算日から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および ④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに 相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さ かった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

普通分配金 元本払戻金(特別分配金) 投資者の 購入価額 (当初個別元本) が配金支払後 基準価額 個別元本

※元本払戻金(特別分配金)は 実質的に元本の一部払戻し とみなされ、その金額だけ 個別元本が減少します。また、 元本払戻金(特別分配金) 部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻し に相当する場合

普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

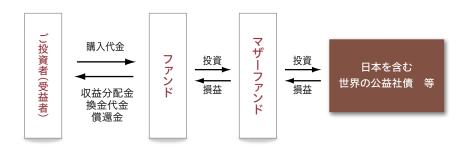
元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額

(特別分配金) だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

### ファンドの仕組み

- ピクテ・グローバル・インカム債券マザーファンド (本書において「マザーファンド」といいます。) 受益証券を 主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。
- ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

#### 運用権限の委託

● マザーファンドの運用にあたっては、債券等の運用指図に関する権限を「ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ」および「ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド」へ委託します。

# 主な投資制限

- 株式への投資は、転換社債を転換ならびに新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

# 投資リスク

#### 基準価額の変動要因

- ファンドは、実質的に債券等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている債券の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

#### 債券投資リスク(金利変動リスク、信用リスク)

- ファンドは、実質的に債券に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている 債券の価格変動の影響を受けます。
- 金利変動リスクとは、金利変動により債券の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が低下した場合には、債券の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落する傾向があります。
- 信用リスクとは、債券の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)、または債務不履行に陥ると予想される場合に債券の価格が下落するリスクをいいます。

#### 為替変動リスク

- ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。
- 円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

#### 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

### リスクの管理体制

- 運用リスクのモニタリング(流動性リスク、信用リスク、パフォーマンスの考査を含みます。)および法令諸規則等の 遵守状況のモニタリングは運用部署とは異なる部署が行います。
- モニタリングの結果は、上記部署により定期的に運用リスク管理委員会またはコンプライアンス&ビジネスリスク 委員会へ報告されるとともに、必要に応じて経営会議へも報告されます。また、問題点等が認識された場合は、 すみやかに運用部署その他関連部署へ社内規程に定められた緊急時対応の要請や問題改善の指示または提案 等を行います。

※リスクの管理体制は、今後変更される場合があります。

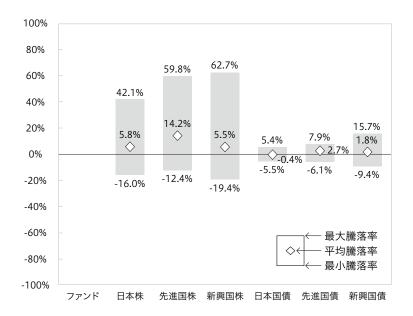
## 参考情報

#### ファンドの年間騰落率 および基準価額の推移

#### 隔月決算型

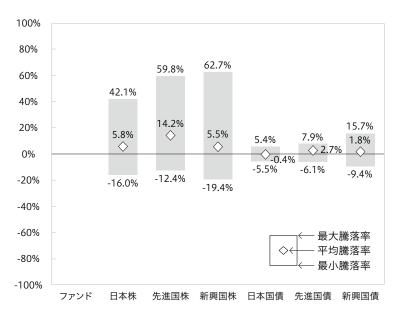
ファンドの運用は2023年8月31日より開始する予定であり、該当事項はありません。

#### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較\* (2018年5月~2023年4月)



#### 1年決算型

ファンドの運用は2023年8月31日より開始する予定であり、該当事項はありません。



※グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものですが、ファンドの騰落率については運用開始前のため 該当事項はありません。なお、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

対象期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を代表的な資産クラスについて表示したものです。

各資産クラスについては以下の指数に基づき計算しております。

<各資産クラスの指数>

日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株 MSCIコクサイ指数(税引前配当込み、円換算)

新興国株 MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み、円換算)

日本国债 NOMURA-BPI国债

先進国債 FTSE世界国債指数(除く日本、円換算)

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算)

(海外の指数は、為替ヘッジをしない投資を想定して、ドルベースの各指数を委託会社が円換算しております。)

#### 上記各指数について

■東証株価指数(TOPIX)(配当込み):東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての 機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会 社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)に帰属します。JPXは、同指数の指数値およびそこに含まれるデータ の正確性、完全性を保証するものではありません。JPXは同指数の算出もしくは公表方法の変更、同指数の算出もしくは公表の停止または同指 数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。 ■MSCIコクサイ指数(税引前配当込み):MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべて MSCI Inc.に帰属します。 ■MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み): MSCIエマージング・マーケット指数は、MSCI Inc.が 開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属し ます。 ■NOMURA-BPI国債: NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発 行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマ ンスをもとに算出されます。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属 しています。また同社は同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果に関して一切責任を負いません。 ■FTSE世界国債指数(除く日本):FTSE世界国債指数(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国 債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券指数です。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するす べての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 ■JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド:JPモルガンGBI-EMグ ローバル・ディバーシファイドは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的な 指数です。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。同指数の 著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

# 運用実績

ファンドの運用は2023年8月31日より開始する予定であり、該当事項はありません。

# 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

# 分配の推移

該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

該当事項はありません。

# 年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、ファンドにはベンチマークはありません。

最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

# 手続・手数料等

# お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	当初申込期間:1口当たり1円とします。 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める1口の整数倍の単位とします。 (販売会社へのお申込みにあたっては1円の整数倍の単位でお申込みできる場合があります。詳しくは、販売会社にてご確認ください。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。 (販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。)
購入の申込期間	当初申込期間:2023年7月31日から2023年8月30日まで 継続申込期間:2023年8月31日から2024年8月9日まで (継続申込期間は上記期間満了前に、委託会社が有価証券届出書を提出することにより更 新されます。)
購入・換金の 申込不可日	ジュネーブ、ロンドンまたはニューヨークの銀行の休業日においては、購入(継続申込期間中)・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の 中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを中止することおよびすてに受付けた購入・換金のお申込みの受付けを取消すことがあります。
信託期間	2023年8月31日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	各ファンドにつき、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了 (繰上償還)となる場合があります。
決算日	隔月決算型:毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各10日(休業日の場合は翌営業日)とします。 ※第1期決算日は2023年9月11日としますが、第1期決算には分配を行いません。 1年決算型:毎年11月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	隔月決算型:2ヵ月に1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 1年決算型:年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	各ファンドにつき、1兆円とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	隔月決算型:毎年5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。 1年決算型:毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合に限りNISAの適用対象となります。ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※上記は、2023年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

#### ファンドの費用・税金

#### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

**2.2%**(税抜2.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た 額とします。

購入時手数料

(詳しくは、販売会社にてご確認ください。)

購入時手数料は、投資信託を購入する際の商品等の説明や事務手続等の対価として、販売会社に支払 う手数料です。

信託財産留保額 ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎日、信託財産の純資産総額に年1.2518%(税抜1.138%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、「隔月決算型」は毎計算期末 または信託終了のとき、「1年決算型」は毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場 合は当該終了日の翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

[運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)および役務の内容]

#### 運用管理費用 (信託報酬)

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.57%	年率0.55%	年率0.018%
ファンドの運用とそれに伴う 調査、受託会社への指図、各 種情報提供等、基準価額の 算出等	購入後の情報提供、交付運用 報告書等各種書類の送付、口 座内でのファンドの管理およ び事務手続等	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行 等

なお、委託会社の運用管理費用(信託報酬)には、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託に係る 投資顧問会社への報酬が含まれています。

その他の費用・ 手数料

信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率0.055%(税抜0.05%)相当を上限とした額)が 毎日計上されます。

当該諸費用は、監査法人に支払うファンドの財務諸表の監査に係る費用、目論見書、運用報告書等法定 の開示書類の作成等に要する費用等です。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費 用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができませ ん。)が、そのつど信託財産から支払われます。

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### 税金

- ●税金は表に記載の時期に適用されます。
- ●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して <b>20.315%</b>
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して <b>20.315%</b>

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税 となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所 得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会 社にお問い合わせください。

- ※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※上記は、2023年6月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# MEMO

# MEMO



